

## 平塚栗原ホームの指定管理候補者選定について

### 1 対象施設及び次期指定期間

平塚栗原ホーム 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

### 2 選定等について

#### （1）選定方法

平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザルによる審査を実施（非公募）

#### （2）委員会開催日

令和7年10月14日（火）

（3）委員 9人

外部委員 5人	：大学教授・准教授2人、税理士、会社経営者、社会保険労務士
府内委員 4人	：津田副市長、企画政策部長、総務部長、福祉部長

#### （4）非公募の理由

平塚栗原ホームの指定管理事業は、障がい福祉サービス及び介護保険サービスの双方を展開することで、柔軟に両制度へ対応するなど、複合課題を抱える家庭等に総合的支援ができる体制や医療ケアが必要な重度の方や重複障がいのある方に通いの場を確保することを求めています。

平塚市社会福祉協議会では、障がい福祉サービス及び介護保険サービスのほか、そのどちらにも属さない方への訪問サービスを実施するなど、制度の狭間にある方々の支援も得意としており、地域住民の生活を支え、地域共生社会の推進を目指しています。また特に、障がい者の生活介護事業では、看護師等の専門職を加配することにより、最重度の障がい者を手厚い体制で支援するなど、豊富な人材力を発揮しています。

さらに、地域福祉の推進を使命とする団体として、ボランティアや地域団体の協力を得て、利用者と交流する事業を展開し、障がい者への理解の醸成と利用者の社会との繋がりを作ることにより、誰もが輝きながら安心できる未来を創るという目的達成に貢献しています。

これらを踏まえ、平塚栗原ホームの設置目的を達成するため、社会福祉法に規定され公益性も高く、実績豊かな平塚市社会福祉協議会を指定管理者にすることが適当と考えます。

### 3 申請団体 1件

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

## 4 結果

### (1) 指定管理候補者

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

### (2) 評価

非公募のため、採点は行わず選定。

### (3) 指定管理候補者に対する意見等の概要

- ・36協定の届出の期限を守ってもらいたい
- ・情報発信が弱い点について改善してほしい
- ・指定管理開始から20年を経過しているので、利用者の変化を捉える中で施設のあり方をどうしていくのか、別の形も踏まえた検討が必要

以上